

特別養護老人ホーム城南の杜 運営規程

第一章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬親会が開設する特別養護老人ホーム城南の杜（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホーム 城南の杜
所在地 福岡市城南区梅林3丁目 10番8号

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を80名とする。（ユニット型個室 80名）

2 ユニット数は8ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 人 員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）施設長 1名（常勤）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

（2）医師 1名以上（非常勤）

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

（3）生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や

相談等にすることとする。

(4) 介護及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 27名以上

看護職員 3名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上(常勤)

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上(常勤)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などをを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関する事と、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関する事と、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務員 1名以上(常勤)

事務員の職務は、庶務及び会計業務とする。

(9) 調理員 6名以上

給食業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第三章 設 備

(設備及び備品等)

第6条 居 室

利用者の居室は全室個室とする。居室には、ベッドを備品として備える。

第7条 共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

第8条 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第9条 医務室

施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第 10 条 浴室

浴室は、居室のあるユニットごとに設ける。利用者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第 11 条 洗面設備及び便所

洗面設備及び便所は居室・共同生活室ごとに設ける。

第 12 条 事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第 13 条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーターなどを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第 14 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族との合意の上、契約書を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第 15 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるここととする。

(稼働日)

第 16 条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第 17 条 入 所

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者的心身の状況や病歴等の把握に努める。

第18条 退 所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第19条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第20条 介護の取扱い

- (1) 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者的心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

(施設介護サービス計画)

第21条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決す

べき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

第 22 条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者に入浴または清拭を行う。
但し、入居者に疾病があつたり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴は適当でないと判断する場合には、これを行わないものとする。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、前各項のものの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。

(食事の提供)

第 23 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。
- 3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または、管理上許容可能な一定時間（2時間以内）食事の取り置きをすることができる。

(栄養管理)

第 24 条 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを行うものとする。

- 2 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

(機能訓練)

第 25 条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための訓練を行うことができる。

(健康管理)

第 26 条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 27 条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようとする。

(入院期間中の対応)

第 28 条 入院中の空きベッドは、介護保険法により短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(相談及び援助)

第 29 条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第 30 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うことができる。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第 31 条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として別紙記載の利用料の負担割合に応じて居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

- (1) 理美容代及び本人負担が適當と認められる日常生活費の額は別紙記載のとおりとする。
利用料は、暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始または利用終了に伴

つて 1 か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
利用者は、月額利用料を翌月 26 日までに施設に自動口座振替で支払うものとする。

(協力病院)

- 第 32 条 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。
2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

- 第 33 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。
2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

- 第 34 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

- 第 35 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

- 第 36 条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第 37 条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償することとする。

(緊急時等の対応)

- 第 38 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必

要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 39 条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(虐待等の禁止)

第 40 条 施設の職員は、利用者に対し以下の行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1)利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える事。
- (2)利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせる事。
- (3)利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置。
- (4)利用者に対する暴言又は著しく拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動。

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1)人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2)虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3)利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置

(身体拘束等)

第 41 条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。

万一、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の身体的拘束に伴う同意書に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。

2 身体拘束を行う場合は、以下の 3 つの要件を身体拘束廃止委員会で検討し、全て満たすと判断した場合のみとする。

- (1)切迫性：生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- (2)非代替性：身体拘束などの行動制限を行う以外の方法が見つからない
- (3)一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

3 施設はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(看取り介護)

第 42 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、利用者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき看取りに関する職員研修を行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第 43 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1)けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2)他入居者や家族、職員を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3)指定した場所以外で火気を用いる事。
- (4)施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5)故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与えまたはこれらを外に持ち出すこと。
- (6)契約者及び契約者の家族等の禁止行為
 - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
 - ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的な誘い、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記の項目に該当した場合には、契約解除する場合があります。

(その他の事項)

- 第 44 条 施設は利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
 - 3 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力をを行う等の地域との交流を深めることとする。

- 第 45 条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関する必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

(附 則)

- この規程は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 1 月 18 日から施行する。
この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。